

瀬戸市告示第19号



瀬戸市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月6日

瀬戸市長 川本雅之

- 1 日 時 令和8年2月16日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 2 号 議 案	瀬戸市特別会計設置条例の廃止について……………	1
第 3 号 議 案	瀬戸市財産条例の一部改正について……………	2
第 4 号 議 案	貸館等使用料見直しに伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について……………	4
第 5 号 議 案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部改正について……………	2 9
第 6 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 について……………	3 1
第 7 号 議 案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について……………	3 3
第 8 号 議 案	瀬戸市地域交流センター条例の一部改正につ いて……………	3 6
第 9 号 議 案	瀬戸市クリーンセンター条例の一部改正につ いて……………	3 8
第 1 0 号 議 案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について……………	3 9
第 1 1 号 議 案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について……………	4 2
第 1 2 号 議 案	瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について……………	4 9
第 1 3 号 議 案	瀬戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関す る基準を定める条例の制定について……………	5 4
第 1 4 号 議 案	市有財産（土地及び建物）の無償貸付につい て……………	7 3
第 1 5 号 議 案	市有財産（土地及び建物）の貸付について……………	7 5
第 1 6 号 議 案	陶原小学校外 5 校屋内運動場（外部改修）工	

	事請負契約の締結について……………	77
第17号議案	水野小学校外5校屋内運動場（外部改修）工 事請負契約の締結について……………	78
第18号議案	尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する 条例の一部改正について……………	79
第19号議案	瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関 する条例の一部改正について……………	83
第20号議案	瀬戸市都市計画法に基づく開発許可の基準の 緩和に関する条例の制定について……………	88
第21号議案	市道路線の認定について……………	90
第22号議案	令和7年度瀬戸市一般会計補正予算（第9号）…	別冊
第23号議案	令和7年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第3号）……………	別冊
第24号議案	令和7年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第2号）……………	別冊
第25号議案	令和7年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第3号）……………	別冊
第26号議案	令和7年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第2号）……………	別冊
第27号議案	令和7年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 3号）……………	別冊
第28号議案	令和7年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第4号）……………	別冊
第29号議案	令和8年度瀬戸市一般会計予算……………	別冊
第30号議案	令和8年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計	

	予算	別冊
第 3 1 号議案	令和 8 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算	別冊
第 3 2 号議案	令和 8 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予 算	別冊
第 3 3 号議案	令和 8 年度瀬戸市水道事業会計予算	別冊
第 3 4 号議案	令和 8 年度瀬戸市下水道事業会計予算	別冊
報告 第 1 号	専決処分の報告について	別紙
報告 第 2 号	専決処分の報告について	別紙

8年市長提出第2号議案

瀬戸市特別会計設置条例の廃止について

瀬戸市特別会計設置条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市特別会計設置条例を廃止する条例

瀬戸市特別会計設置条例（昭和39年瀬戸市条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の瀬戸市特別会計設置条例第1条に規定する春雨墓苑事業特別会計に係る出納整理については、令和8年5月31日までは、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、春雨墓苑事業特別会計を廃止するため必要があるからである。

8年市長提出第3号議案

瀬戸市財産条例の一部改正について

瀬戸市財産条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市財産条例の一部を改正する条例

瀬戸市財産条例（昭和39年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通財産の交換)</p> <p>第3条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>(普通財産の交換)</p> <p>第3条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、次の各号の<u>1</u>に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略></p>
<p>(普通財産の無償譲渡又は減額譲渡)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを無償で譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>	<p>(普通財産の無償譲渡又は減額譲渡)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の<u>1</u>に該当するときは、これを無償で譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>
<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第5条 普通財産は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当するときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>	<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第5条 普通財産は、<u>公共団体又は公共的団体に</u>おいて、<u>公用若しくは公共用又は公益事業の用に</u>供するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>

<p>(1) <u>公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき</u></p> <p>—</p> <p>(2) <u>その他市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>(物品の無償譲渡又は減額譲渡)</p>	<p>(物品の無償譲渡又は減額譲渡)</p>
<p>第8条 物品は、次の各号の<u>いずれかに該当する</u>ときは、これを無償で譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(行政財産の無償使用又は減額使用等)</p>	<p>第8条 物品は、次の各号の<u>1</u>に該当するときは、これを無償で譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(行政財産の無償使用又は減額使用等)</p>
<p>第11条 <u>行政財産は、次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、無償又は前条で定める額よりも低い価額で使用させることができる。</p> <p>(1) <u>公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき</u>。</p> <p>(2) <u>その他市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 <省略></p>	<p>第11条 次の各号の<u>1</u>に該当するときは、無償又は前条で定める額よりも低い価額で使用させることができる。</p> <p>(1) <u>公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</u></p> <p>(2) <u>市の事務を円滑に行なうために必要な用に供するとき。</u></p> <p>2 <省略></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、公有財産の活用に係る事務を円滑にするため、普通財産の無償貸付又は減額貸付等の規定を見直すに当たり、瀬戸市財産条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第4号議案

貸館等使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

貸館等使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

貸館等使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 瀬戸市スポーツ施設条例(昭和45年瀬戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

施設	区分	単位	金額
窯神グラウンド、陶祖グラウンド及び南ヶ丘運動広場	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	円 820
		午前9時から正午まで	2,470
		正午から午後3時まで	2,470
		午後3時から午後6時まで	820
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,230
		午前9時から正午まで	2,470
		正午から午後3時まで	2,470
		午後3時から午後6時まで	2,470
北グラウンド	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	1,320
		午前9時から正午まで	3,960
		正午から午後3時まで	3,960
		午後3時から午後6時まで	1,320
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,980
		午前9時から正午まで	3,960

			正午から午後3時まで	3,960
			午後3時から午後6時まで	3,960
南公園グラウンド	1月から3月まで、11月及び12月		午前6時から午前9時まで	1,320
			午前9時から正午まで	3,960
			正午から午後3時まで	3,960
			午後3時から午後6時まで	1,320
	4月から10月まで		午前6時から午前9時まで	1,980
			午前9時から正午まで	3,960
			正午から午後3時まで	3,960
			午後3時から午後6時まで	3,960
			午後6時から午後9時まで	3,960
市民公園野球場	1月から3月まで、11月及び12月		午前6時から午前9時まで	1,650
			午前9時から正午まで	4,950
			正午から午後3時まで	4,950
			午後3時から午後6時まで	1,650
			午後6時から午後9時まで	1,650
	4月から10月まで		午前6時から午前9時まで	2,470
			午前9時から正午まで	4,950
			正午から午後3時まで	4,950
			午後3時から午後6時まで	4,950
			午後6時から午後9時まで	4,950
北テニスコート、市民公園Aテニスコート、市民公園Bテニスコート及び南ヶ丘テニスコート	1面につき		午前7時から午前9時まで	660
			午前9時から午前11時まで	660
			午前11時から午後1時まで	660
			午後1時から午後3時まで	660
			午後3時から午後5時まで	660
			午後5時から午後7時まで	660
			午後7時から午後9時まで	660
市民公園プール	個人使用 1人1回につき	一般	午前9時から午後5時まで	330
		高校生	午前9時から午後5時まで	160
		小学生及び中学生	午前9時から午後5時まで	100
	団体使用（20人以上で使用する場合をいう。）1人1回につき		個人使用の金額から10分の1の額を減じた額	
市民公園武道館	剣道場	1面につき	午前9時から正午まで	1,650

			正午から午後3時まで	1, 650
			午後3時から午後6時まで	1, 650
			午後6時から午後9時まで	1, 650
	個人使用1人1回につき		午前9時から正午まで	210
			正午から午後3時まで	210
			午後3時から午後6時まで	210
			午後6時から午後9時まで	210
	柔道場	1面につき	午前9時から正午まで	1, 650
			正午から午後3時まで	1, 650
			午後3時から午後6時まで	1, 650
			午後6時から午後9時まで	1, 650
		個人使用1人1回につき	午前9時から正午まで	210
			正午から午後3時まで	210
			午後3時から午後6時まで	210
			午後6時から午後9時まで	210
市民公園弓道場	個人使用1人1回につき		午前9時から正午まで	140
			正午から午後3時まで	140
			午後3時から午後6時まで	140
			午後6時から午後9時まで	210
	個人使用(回数券11枚綴り)		午前9時から正午まで	1, 400
			正午から午後3時まで	1, 400
			午後3時から午後6時まで	1, 400
			午後6時から午後9時まで	2, 100
	専用使用		午前9時から正午まで	3, 300
			正午から午後3時まで	3, 300
			午後3時から午後6時まで	3, 300
			午後6時から午後9時まで	4, 950
市民公園陸上競技場	トラック使用	団体使用(11人以上で使用する場合をいう。)	午前9時から午後9時まで	1, 650
		個人使用1人1回につき	午前9時から午後9時まで	140
		個人使用(回数券11枚綴り)	午前9時から午後9時まで	1, 400
	フィールド	全面	午前9時から正午まで	9, 000

瀬戸市体育館及び瀬戸市第二体育館	第1競技場	ド使用	正午から午後3時まで	9,000	
			午後3時から午後6時まで	9,000	
			午後6時から午後9時まで	9,000	
			半面	午前9時から正午まで	4,500
				正午から午後3時まで	4,500
				午後3時から午後6時まで	4,500
		午後6時から午後9時まで		4,500	
		専用使用	午前9時から正午まで	10,890	
			正午から午後3時まで	10,890	
			午後3時から午後6時まで	10,890	
			午後6時から午後9時まで	10,890	
		第2競技場		午前9時から午前11時まで	4,290
	午前11時から午後1時まで			4,290	
	午後1時から午後3時まで			4,290	
	午後3時から午後5時まで			4,290	
	午後5時から午後7時まで			6,710	
	午後7時から午後9時まで			6,710	
	第3競技場		午前9時から午前11時まで	1,650	
			午前11時から午後1時まで	1,650	
			午後1時から午後3時まで	1,650	
午後3時から午後5時まで			1,650		
午後5時から午後7時まで			2,860		
午後7時から午後9時まで			2,860		
会議室	1室につき	午前9時から午前11時まで	2,140		
		午前11時から午後1時まで	2,140		
		午後1時から午後3時まで	2,140		
		午後3時から午後5時まで	2,140		
		午後5時から午後7時まで	4,080		
		午後7時から午後9時まで	4,080		
会議室	1室につき	午前9時から午前11時まで	820		
		午前11時から午後1時まで	820		
		午後1時から午後3時まで	820		
		午後3時から午後5時まで	820		
		午後5時から午後7時まで	1,370		
		午後7時から午後9時まで	1,370		

バスケットボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	2, 140
		午前11時から午後1時まで	2, 140
		午後1時から午後3時まで	2, 140
		午後3時から午後5時まで	2, 140
		午後5時から午後7時まで	4, 080
		午後7時から午後9時まで	4, 080
バレーボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	1, 660
		午前11時から午後1時まで	1, 660
		午後1時から午後3時まで	1, 660
		午後3時から午後5時まで	1, 660
		午後5時から午後7時まで	2, 450
		午後7時から午後9時まで	2, 450
バドミントンコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	970
		午前11時から午後1時まで	970
		午後1時から午後3時まで	970
		午後3時から午後5時まで	970
		午後5時から午後7時まで	1, 250
		午後7時から午後9時まで	1, 250
卓球台	1台につき	午前9時から午前11時まで	490
		午前11時から午後1時まで	490
		午後1時から午後3時まで	490
		午後3時から午後5時まで	490
		午後5時から午後7時まで	710
		午後7時から午後9時まで	710
トレーニングルーム	1人1回につき	午前9時から午後9時まで	140
	1人1月につき	午前9時から午後9時まで	2, 140
南ヶ丘野球場	1月から3月まで、11月及び12月	午前6時から午前9時まで	1, 650
		午前9時から正午まで	4, 950
		正午から午後3時まで	4, 950
		午後3時から午後6時まで	1, 650
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	2, 470
		午前9時から正午まで	4, 950
		正午から午後3時まで	4, 950
		午後3時から午後6時まで	4, 950

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をその施設使用料とする。

- (1) この表の区分の定める区分単位以外の時間に利用する場合 当該時間30分につきその利用に係る直近の区分の使用料の30分に相当する額
- (2) 瀬戸市体育館又は瀬戸市第二体育館を使用する場合（バスケットボール、バレーボール、バドミントン及び卓球のため使用する場合を除く。）において、使用する面積がその使用に係る第1競技場又は第3競技場の床面積の2分の1以下の場合 この表に定める額（前号に該当する場合は、同号の規定により算定して得た額）に2分の1を乗じて得た額
- (3) 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又はスポーツ以外に利用する場合（第4号に該当する場合を除く。） この表に定める額（前2号のいずれかに該当する場合は、前2号の規定によりそれぞれ算定して得た額）に2を乗じて得た額
- (4) 営利又は宣伝のため使用する場合 この表に定める額（第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額）に10を乗じて得た額
- (5) 小学生、中学生又は高校生が使用する場合（一般と共同使用する場合、市民公園プールを使用する場合、トレーニングルームを使用する場合及び第4号に該当する場合を除く。） この表の定める額（第1号、第2号又は第3号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額）に2分の1を乗じて得た額

(6) 本市の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他団体が施設等を使用する場合（第4号に該当する場合を除く。） この表に定める額（第1号、第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額）に1.5を乗じて得た額

（尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部改正）

第2条 尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和57年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 使用料は、施設使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合における施設使用料の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 本市の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人<u>その他団体</u>が施設等を使用する場合 別表第2に定める額の1.5倍に相当する額</p> <p>(3) <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 使用料は、施設使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合における施設使用料の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 本市並びに<u>尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町</u>の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人が施設等を使用する場合 別表第2に定める額の1.5倍に相当する額</p> <p>(3) <省略></p> <p>3 <省略></p>

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分			金額								
			午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間				
			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30 分	9時～ 21時30 分	8時30分 ～9時	12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分以降 (1時間 につき)	
文 化 ホ ル 一 ホ ル	舞台練習 及び催物 準備のた め使用す る場合	平日	円 8,620	円 12,930	円 16,380	円 32,770	円 2,950	円 3,690	円 4,060	円 6,030	
		土曜日、日曜日及び 祝日	12,070	18,110	23,030	46,070	4,180	5,170	5,790	8,500	
		その他の 場合	平日	28,820	43,240	54,700	109,520	—	12,440	14,040	20,200
		土曜日、日曜日及び 祝日	40,280	60,490	76,380	152,760	—	17,370	19,710	28,330	
	楽屋	楽屋第1号	1,350	2,090	2,710	5,420	490	490	610	980	
		楽屋第2号	610	1,100	1,350	2,830	240	240	360	490	
		楽屋第3号	1,100	1,720	2,090	4,310	360	360	490	860	
		楽屋第4号	1,100	1,720	2,090	4,310	360	360	490	860	
	リハーサル 室	第1リハーサル室	2,340	3,690	4,550	9,110	860	980	1,100	1,720	
		第2リハーサル室	1,100	1,720	2,090	4,310	360	360	490	860	
		第3リハーサル室	610	1,100	1,350	2,830	240	240	360	490	
	文 化 交 流 館	会議室	第11会議室	1,350	1,840	2,090	4,800	360	490	490	860
			第12会議室	1,970	2,830	3,200	7,260	490	860	860	1,100
			第13会議室	1,350	1,840	2,090	4,800	360	490	490	860
第21会議室			1,720	2,460	2,830	6,280	490	610	860	1,100	
第22会議室			3,940	5,290	6,160	13,920	1,100	1,720	1,720	2,210	
第31会議室			6,160	8,130	9,600	21,680	1,720	2,710	2,710	3,570	
第32会議室			980	1,470	1,840	3,690	240	360	490	610	
和室			2,830	4,310	5,420	10,840	980	1,100	1,350	1,970	
ギャラリー	1,350	1,840	2,090	4,800	360	490	490	860			
茶室	1,970	2,950	3,810	7,760	610	860	980	1,350			

備考 <省略>

(瀬戸市定光寺野外活動センター条例の一部改正)

第3条 瀬戸市定光寺野外活動センター条例(昭和60年瀬戸市条例第7

号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

区分			金額	
			団体	一般
キャンプ場	テント場	常設テント、移動テント、持ち込みテント各1張1回につき	円 660	円 1,320
	炊飯場	1人1回につき	160	330
	営火場	1人1回につき	80	160
集会室	第1集会室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	第2集会室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	第3集会室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	第4集会室	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
会議室		午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
研修室	研修室1	午前9時～午後1時	820	1,650
		午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
	研修室2	午前9時～午後1時	820	1,650

	研修室3	午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
		午前9時～午後1時	820	1,650
	身障者室	午後1時～午後5時	820	1,650
		午後5時～午後9時	820	1,650
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650
		午前9時～午後1時	820	1,650
	浴室	1人1回につき	80	160
	炊飯室	1人3時間につき	160	330
	食堂	1人3時間につき	80	160

備考 <省略>

(瀬戸市新世紀工芸館条例の一部改正)

第4条 瀬戸市新世紀工芸館条例(平成11年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(使用料等)			(使用料等)		
第7条 施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。			第7条 施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。		
(1) <省略>			(1) <省略>		
(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。			(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。		
展示室の種類	単位	金額	展示室の種類	単位	金額
ギャラリー1	<省略>	円	ギャラリー1	<省略>	円

		940			620
ギャラリー2	<省略>	5,810	ギャラリー2	<省略>	3,870
ギャラリー3	<省略>	5,020	ギャラリー3	<省略>	3,350
ギャラリー4	<省略>	2,510	ギャラリー4	<省略>	1,670
ギャラリー5	<省略>	10,370	ギャラリー5	<省略>	6,910
(3)から(5)まで <省略>			(3)から(5)まで <省略>		
2及び3 <省略>			2及び3 <省略>		

(瀬戸蔵条例の一部改正)

第5条 瀬戸蔵条例（平成16年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分				金額								
				午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間				
				9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分	8時30分～ 9時	12時～ 13時	17時～ 18時	21時30分以降 (1時間につき)	
ホ ー ル	つ ば き ホ ー ル	舞台練習及び催物の準備のため使用する場合	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			土曜日、日曜日及び祝日	3,630	5,510	6,920	13,840	1,050	1,400	1,870	2,110	
		その他の場合	平日	11,960	17,950	22,760	45,400	—	4,450	6,100	6,800	
			土曜日、日曜日及び祝日	14,310	21,470	27,220	54,440	—	5,390	7,270	8,210	
		楽屋1	1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700		
		楽屋2	1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700		
		リハーサル室	1,400	2,110	2,690	5,390	460	580	700	820		
		市民ギャラリー	1,870	2,810	3,520	7,150	580	700	930	1,050		
	多 目 的 ホ ー ル	全面	9,620	14,430	18,300	36,600	2,930	3,630	4,920	5,510		
		A面	3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	1,400	1,870	2,110		
B面		3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	1,400	1,870	2,110			
C面		3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	1,400	1,870	2,110			
会 議 室	特別会議室	3,160	4,810	5,980	12,080	930	1,170	1,640	1,760			
	会議室1	1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700			
	会議室2	1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700			
	会議室3	1,170	1,760	2,220	4,450	350	460	580	700			

会議室 4	1,640	2,460	3,160	6,210	460	580	820	930
会議室 5	1,640	2,460	3,160	6,210	460	580	820	930

備考 <省略>

(パーティセと市民交流センター条例の一部改正)

第 6 条 パルティセと市民交流センター条例 (平成 16 年瀬戸市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 7 条関係)

区分	金額							
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30 分	9時～ 21時30 分	8時30分 ～9時	12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分以降 (1時間 につき)
第 1 会議室	円 1,640	円 2,460	円 3,160	円 6,210	円 460	円 580	円 820	円 930
第 2 会議室	1,520	2,340	2,810	5,860	460	580	700	820
大会議室	3,160	4,810	5,980	12,080	930	1,170	1,520	1,760
マルチメディアルーム	6,570	9,850	12,430	24,990	1,990	2,460	3,400	3,750
第 1 学習室	2,580	3,870	4,920	9,850	820	930	1,290	1,520
第 2 学習室	2,580	3,870	4,920	9,850	820	930	1,290	1,520
アリーナ	11,490	17,240	21,820	43,640	3,400	4,220	5,860	6,570
フィットネスジム	270 円 / 1 回							

備考 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に施行日以後の施設等の使用又は利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の第 1 条から第 6 条までの規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係るこの条例による改正後の第 1 条から第 6 条までに定める額の使

用料又は利用料を徴収する。

(理 由)

この案を提出するのは、貸館等の使用料を見直すに当たり、瀬戸市スポーツ施設条例、尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例、瀬戸市定光寺野外活動センター条例、瀬戸市新世紀工芸館条例、瀬戸蔵条例及びパーティセと市民交流センター条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

第1条 スポーツ施設条例の一部改正新旧対照表（別表第2のみ）

新				旧			
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
施設	区分	単位	金額	施設	区分	単位	金額
篠神グラウンド、 陶祖グラウンド及 び南ヶ丘運動広場	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	8,200	篠神グラウンド、 陶祖グラウンド及 び南ヶ丘運動広場	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	8,200
		午前9時から正午まで	2,470			午前9時から正午まで	2,470
		正午から午後3時まで	2,470			正午から午後3時まで	2,470
		午後3時から午後6時まで	8,200			午後3時から午後6時まで	8,200
		午前6時から午前9時まで	1,230			午前6時から午前9時まで	1,230
		午前9時から正午まで	2,470			午前9時から正午まで	2,470
		正午から午後3時まで	2,470			正午から午後3時まで	2,470
		午後3時から午後6時まで	2,470			午後3時から午後6時まで	2,470
		午前6時から午前9時まで	1,320			午前6時から午前9時まで	1,320
		午前9時から正午まで	3,960			午前9時から正午まで	3,960
北グラウンド	1月から3月まで、11月及 び12月	正午から午後3時まで	3,960	北グラウンド	1月から3月まで、11月及 び12月	正午から午後3時まで	3,960
		午後3時から午後6時まで	1,320			午後3時から午後6時まで	1,320
		午前6時から午前9時まで	1,980			午前6時から午前9時まで	1,980
		午前9時から正午まで	3,960			午前9時から正午まで	3,960
		正午から午後3時まで	3,960			正午から午後3時まで	3,960
		午後3時から午後6時まで	3,960			午後3時から午後6時まで	3,960
		午前6時から午前9時まで	1,320			午前6時から午前9時まで	1,320
		午前9時から正午まで	3,960			午前9時から正午まで	3,960
		正午から午後3時まで	3,960			正午から午後3時まで	3,960
		午後3時から午後6時まで	3,960			午後3時から午後6時まで	3,960
南公園グラウンド	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	1,320	南公園グラウンド	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	1,320
		午前9時から正午まで	3,960			午前9時から正午まで	3,960
		正午から午後3時まで	3,960			正午から午後3時まで	3,960
		午後3時から午後6時まで	1,320			午後3時から午後6時まで	1,320
		午前6時から午前9時まで	1,980			午前6時から午前9時まで	1,980
		午前9時から正午まで	3,960			午前9時から正午まで	3,960
		正午から午後3時まで	3,960			正午から午後3時まで	3,960
		午後3時から午後6時まで	3,960			午後3時から午後6時まで	3,960
		午前6時から午前9時まで	1,320			午前6時から午前9時まで	1,320
		午前9時から正午まで	3,960			午前9時から正午まで	3,960
市民公園野球場	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	1,650	市民公園野球場	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	1,650
		午前9時から正午まで	4,950			午前9時から正午まで	4,950
		正午から午後3時まで	4,950			正午から午後3時まで	4,950
		午後3時から午後6時まで	1,650			午後3時から午後6時まで	1,650
		午後6時から午後9時まで	1,650			午後6時から午後9時まで	1,650
		午前6時から午前9時まで	2,470			午前6時から午前9時まで	2,470
		午前9時から正午まで	8,800			午前9時から正午まで	8,800
		正午から午後3時まで	8,800			正午から午後3時まで	8,800
		午後3時から午後6時まで	2,640			午後3時から午後6時まで	2,640
		午後6時から午後9時まで	2,640			午後6時から午後9時まで	2,640

北テニスコート、市民公園Aテニスコート、市民公園Bテニスコート及び南ヶ丘テニスコート	1面につき	午前9時から正午まで	4,950	午前9時から正午まで	3,300		
		正午から午後3時まで	4,950	正午から午後3時まで	3,300		
		午後3時から午後6時まで	4,950	午後3時から午後6時まで	3,300		
		午後6時から午後9時まで	4,950	午後6時から午後9時まで	3,300		
		午前7時から午前9時まで	660	午前7時から午前9時まで	440		
		午前9時から午前11時まで	660	午前9時から午前11時まで	440		
		午前11時から午後1時まで	660	午前11時から午後1時まで	440		
		午後1時から午後3時まで	660	午後1時から午後3時まで	440		
		午後3時から午後5時まで	660	午後3時から午後5時まで	440		
		午後5時から午後7時まで	660	午後5時から午後7時まで	440		
		午後7時から午後9時まで	660	午後7時から午後9時まで	440		
		午前9時から午後5時まで	330	午前9時から午後5時まで	220		
		午前9時から午後5時まで	160	午前9時から午後5時まで	110		
		午前9時から午後5時まで	100	午前9時から午後5時まで	50		
		個人使用(20人以上で使用する場合をいう。)1人1回につき		個人使用の金額から10分の1の額を減じ			
		市民公園ブール	個人使用1人 1回につき	一般 高校生 小学生及び中学生			
市民公園武道館	1面につき	午前9時から正午まで	1,650	午前9時から正午まで	1,100		
		正午から午後3時まで	1,650	正午から午後3時まで	1,100		
		午後3時から午後6時まで	1,650	午後3時から午後6時まで	1,100		
		午後6時から午後9時まで	1,650	午後6時から午後9時まで	1,100		
		午前9時から正午まで	210	午前9時から正午まで	160		
		正午から午後3時まで	210	正午から午後3時まで	160		
		午後3時から午後6時まで	210	午後3時から午後6時まで	160		
		午後6時から午後9時まで	210	午後6時から午後9時まで	160		
		午前9時から正午まで	1,650	午前9時から正午まで	1,100		
		正午から午後3時まで	1,650	正午から午後3時まで	1,100		
		午後3時から午後6時まで	1,650	午後3時から午後6時まで	1,100		
		午後6時から午後9時まで	1,650	午後6時から午後9時まで	1,100		
		個人使用1人 1回につき	個人使用1人以上で使用する場合をいう。)1人1回につき				
		柔道場	1面につき				
		市民公園弓道場	個人使用1人 1回につき				
		市民公園弓道場	個人使用1人1回につき	午前9時から正午まで	140	午前9時から正午まで	110
正午から午後3時まで	140			正午から午後3時まで	110		
午後3時から午後6時まで	210			午後3時から午後6時まで	160		
午後6時から午後9時まで	210			午後6時から午後9時まで	160		

		午後3時から午後6時まで	1,400	
		午後6時から午後9時まで	2,100	
市民公園陸上競技場	個人使用（回数券11枚綴り）	午前9時から正午まで	1,400	
		正午から午後3時まで	1,400	
		午後3時から午後6時まで	1,400	
		午後6時から午後9時まで	2,100	
		午前9時から正午まで	3,300	
		正午から午後3時まで	3,300	
	専用使用	午後3時から午後6時まで	3,300	
		午後6時から午後9時まで	4,950	
		午前9時から午後9時まで	1,650	
		個人使用（1人以上で使用する場合をいう。）		
		個人使用1人1回につき	1,400	
		個人使用（回数券11枚綴り）		
市民公園陸上競技場	トラック使用	午前9時から午後9時まで	1,400	
		個人使用（回数券11枚綴り）		
		全面	9,000	
	フィールド使用	午前9時から正午まで	4,500	
		正午から午後3時まで	4,500	
		午後3時から午後6時まで	4,500	
		午後6時から午後9時まで	4,500	
		午前9時から正午まで	10,890	
		正午から午後3時まで	10,890	
瀬戸市体育	専用使用	午後3時から午後6時まで	10,890	
		午後6時から午後9時まで	10,890	
		午前9時から午後9時まで	4,290	
		午前11時から午後1時まで	4,290	
		午後1時から午後3時まで	4,290	
		午後3時から午後5時まで	4,290	
	瀬戸市体育	専用使用	午後3時から午後6時まで	1,100
			午後6時から午後9時まで	1,600
			午前9時から正午まで	2,200
			正午から午後3時まで	2,200
			午後3時から午後6時まで	2,200
			午後6時から午後9時まで	3,300
瀬戸市体育	トラック使用	午前9時から午後9時まで	1,100	
		個人使用（1人以上で使用する場合をいう。）		
		個人使用1人1回につき	1,100	
		個人使用（回数券11枚綴り）		
		全面	6,930	
		全面	6,930	
	フィールド使用	午前9時から正午まで	3,470	
		正午から午後3時まで	3,470	
		午後3時から午後6時まで	3,470	
		午後6時から午後9時まで	3,470	
		午前9時から正午まで	7,260	
		正午から午後3時まで	7,260	
瀬戸市体育	専用使用	午後3時から午後6時まで	7,260	
		午後6時から午後9時まで	7,260	
		午前9時から午後9時まで	2,200	
		午前11時から午後1時まで	2,200	
		午後1時から午後3時まで	2,200	
		午後3時から午後5時まで	2,200	

	午後5時から午後7時まで	1, 250	
	午後7時から午後9時まで	1, 250	
卓球台	午前9時から午前11時まで	490	
	午前11時から午後1時まで	490	
	午後1時から午後3時まで	490	
	午後3時から午後5時まで	490	
	午後5時から午後7時まで	710	
	午後7時から午後9時まで	710	
	トレーニング	1人1回につき	140
	ルーム	1人1月につき	140
	南ヶ丘野球場	1月から3月まで、11月及び12月	1,650
		午前9時から正午まで	4,950
正午から午後3時まで		4,950	
午後3時から午後6時まで		1,650	
午前6時から午前9時まで		2,470	
午前9時から正午まで		4,950	
正午から午後3時まで		4,950	
午後3時から午後6時まで		4,950	
		4月から10月まで	

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をその施設使用料とする。

- (1) この表の区分の定める区分単位以外の時間に利用する場合、当該時間30分につきその利用に係る直近の区分の使用料の30分に相当する額
- (2) 瀬戸市体育館又は瀬戸市第二体育館を使用する場合（バスケットボール、バレーボール、バドミントン及び卓球のため使用する場合を除く。）において、使用する面積がその使用に係る第1競技場又は第3競技場の床面積の2分の1以下の場合、この表に定める額（前号に該当する場合は、同号の規定により算定して得た額）に2分の1を乗じて得た額
- (3) 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又はスポーツ以外に利用する場合（第4号に該当する場合は除く。）この表に定める額（前2号のいずれかに該当する場合）は、前2号の規定によりそれぞれ算定して得た額に2を乗じて得た額
- (4) 営利又は宣伝のため使用する場合、この表に定める額（第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額）に10を乗じて得た額
- (5) 小学生、中学生又は高校生が使用する場合（一般と共同使用する場合、市民公園プールを使用する場合、トレーニングルームを使用する場合及び第4号に該当する場合

	午後5時から午後7時まで	930	
	午後7時から午後9時まで	930	
卓球台	午前9時から午前11時まで	330	
	午前11時から午後1時まで	330	
	午後1時から午後3時まで	330	
	午後3時から午後5時まで	330	
	午後5時から午後7時まで	550	
	午後7時から午後9時まで	550	
	トレーニング	1人1回につき	110
	ルーム	1人1月につき	1,650
	南ヶ丘野球場	1月から3月まで、11月及び12月	1,100
		午前9時から正午まで	3,300
正午から午後3時まで		3,300	
午後3時から午後6時まで		1,100	
午前6時から午前9時まで		1,650	
午前9時から正午まで		3,300	
正午から午後3時まで		3,300	
午後3時から午後6時まで		1,100	
		4月から10月まで	

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をその施設使用料とする。

- (1) 瀬戸市体育館又は瀬戸市第二体育館を使用する場合（バスケットボール、バレーボール、バドミントン及び卓球のため使用する場合を除く。）において、使用する面積がその使用に係る第1競技場又は第3競技場の床面積の2分の1以下の場合、この表に定める額（前号に該当する場合は、同号の規定により算定して得た額）に2を乗じて得た額
- (2) 入場料又はこれに類するものを徴収する場合、この表に定める額（前号に該当する場合は、同号の規定により算定して得た額）に2を乗じて得た額
- (3) 営利又は宣伝のため使用する場合、この表に定める額（前2号のいずれかに該当する場合）は、前2号の規定によりそれぞれ算定して得た額に10を乗じて得た額
- (4) 小学生、中学生又は高校生が使用する場合（一般と共同使用する場合、市民公園プールを使用する場合、トレーニングルームを使用する場合及び前2号に該当する場合

を除く。) この表に定める額に2分の1を乗じて得た額

を除く。) この表の定める額(第1号、第2号又は第3号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額)に2分の1を乗じて得た額

(6) 本市の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他団体が施設等を使用する場合(第4号に該当する場合を除く。) この表に定める額(第1号、第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合は、当該各号の規定によりそれぞれ算定して得た額)に1.5を乗じて得た額

第3条 定光寺野外活動センター条例の一部改正新旧対照表（別表第1のみ）

別表第1（第5条関係）		新		旧				
		区分	金額	区分	金額			
キャンプ場	テント場	常設テント、移動テント、持ち込みテント各1張1回につき	団体 円	一般 円	テント場	常設テント、移動テント、持ち込みテント各1張1回につき	団体 円	一般 円
	炊飯場	1人1回につき	1.60	3.30	炊飯場	1人1回につき	1.10	2.20
	営火場	1人1回につき	80	160	営火場	1人1回につき	50	110
集会室	第1集会室	午前9時～午後1時	820	1,650	第1集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
第2集会室	第2集会室	午前9時～午後1時	820	1,650	第2集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
第3集会室	第3集会室	午前9時～午後1時	820	1,650	第3集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
第4集会室	第4集会室	午前9時～午後1時	820	1,650	第4集会室	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
会議室		午前9時～午後1時	820	1,650		午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
		午前9時～午後1時	820	1,650		午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
		午前9時～午後1時	820	1,650		午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
研修室	研修室1	午前9時～午後1時	820	1,650	研修室1	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100
研修室2	研修室2	午前9時～午後1時	820	1,650	研修室2	午前9時～午後1時	550	1,100
		午後1時～午後5時	820	1,650		午後1時～午後5時	550	1,100
		午後5時～午後9時	820	1,650		午後5時～午後9時	550	1,100
		午後9時～翌日午前9時	820	1,650		午後9時～翌日午前9時	550	1,100

研修室 3	午前9時～午後1時	5.50	1,100
	午後1時～午後5時	5.50	1,100
	午後5時～午後9時	5.50	1,100
	午後9時～翌日午前9時	5.50	1,100
身障者室	午前9時～午後1時	5.50	1,100
	午後1時～午後5時	5.50	1,100
	午後5時～午後9時	5.50	1,100
	午後9時～翌日午前9時	5.50	1,100
浴室	1人1回につき	5.0	110
炊飯室	1人3時間につき	110	220
食堂	1人3時間につき	50	110

研修室 3	午前9時～午後1時	8.20	1,650
	午後1時～午後5時	8.20	1,650
	午後5時～午後9時	8.20	1,650
	午後9時～翌日午前9時	8.20	1,650
身障者室	午前9時～午後1時	8.20	1,650
	午後1時～午後5時	8.20	1,650
	午後5時～午後9時	8.20	1,650
	午後9時～翌日午前9時	8.20	1,650
浴室	1人1回につき	8.0	160
炊飯室	1人3時間につき	160	330
食堂	1人3時間につき	80	160

第5条 瀬戸蔵条例の一部改正新旧対照表（別表第2のみ）

		新						旧					
別表第2（第7条関係）		金額						金額					
区分	ホ一ル	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
舞台練習及び催物のための使用する他の場合	平日	3,630	5,510	6,920	13,840	1,050	3,240	4,920	6,180	12,360	940		
	土曜日、日曜日及び祝日	4,340	6,570	8,210	16,540	1,290	3,870	5,860	7,330	14,770	1,150		
その他の場合	平日	11,960	17,950	22,760	45,400	—	10,680	16,020	20,320	40,540	—		
	土曜日、日曜日及び祝日	14,310	21,470	27,220	54,440	—	12,780	19,170	24,300	48,610	—		
楽屋1		1,170	1,760	2,220	4,450	350	1,040	1,570	1,990	3,980	310		
楽屋2		1,170	1,760	2,220	4,450	350	1,040	1,570	1,990	3,980	310		
リハーサル室		1,400	2,110	2,690	5,390	460	1,250	1,880	2,410	4,810	410		
市民ギヤラー		1,870	2,810	3,520	7,150	580	1,670	2,510	3,140	6,390	520		
多目的ホ一ル	全面	9,620	14,430	18,300	36,600	2,930	8,590	12,880	16,340	32,680	2,610		
	A面	3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	3,350	5,020	6,390	12,780	1,040		
	B面	3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	3,350	5,020	6,390	12,780	1,040		
	C面	3,750	5,630	7,150	14,310	1,170	3,350	5,020	6,390	12,780	1,040		
特別会議室		3,160	4,810	5,980	12,080	930	2,820	4,290	5,340	10,790	830		
会議室1		1,170	1,760	2,220	4,450	350	1,040	1,570	1,990	3,980	310		
会議室2		1,170	1,760	2,220	4,450	350	1,040	1,570	1,990	3,980	310		
会議室3		1,170	1,760	2,220	4,450	350	1,040	1,570	1,990	3,980	310		
会議室4		1,640	2,460	3,160	6,210	460	1,460	2,200	2,820	5,550	410		
会議室5		1,640	2,460	3,160	6,210	460	1,460	2,200	2,820	5,550	410		

第6条 パルティセイと市民交流センター条例の一部改正新旧対照表（別表第2のみ）

新

区分	金額						
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間		
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分	8時30分～ 9時	12時～ 13時	17時～ 18時 21時30分以降 (1時間につき)
第1会議室	円 1,640	円 2,460	円 3,160	円 6,210	円 460	円 580	円 820
第2会議室	円 1,520	円 2,340	円 2,810	円 5,860	円 460	円 580	円 700
大会議室	円 3,160	円 4,810	円 5,980	円 12,080	円 930	円 1,170	円 1,760
マルチメディアールーム	円 6,570	円 9,850	円 12,430	円 24,990	円 1,990	円 2,460	円 3,750
第1学習室	円 2,580	円 3,870	円 4,920	円 9,850	円 820	円 930	円 1,290
第2学習室	円 2,580	円 3,870	円 4,920	円 9,850	円 820	円 930	円 1,290
アリーナ	円 11,490	円 17,240	円 21,820	円 43,640	円 3,400	円 4,220	円 5,860
フィットネスジム	270円/1回						

旧

区分	金額						
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間		
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分	8時30分～ 9時	12時～ 13時	17時～ 18時 21時30分以降 (1時間につき)
第1会議室	円 1,460	円 2,200	円 2,820	円 5,550	円 410	円 520	円 730
第2会議室	円 1,360	円 2,090	円 2,510	円 5,230	円 410	円 520	円 620
大会議室	円 2,820	円 4,290	円 5,340	円 10,790	円 830	円 1,040	円 1,360
マルチメディアールーム	円 5,860	円 8,800	円 11,100	円 22,310	円 1,780	円 2,200	円 3,030
第1学習室	円 2,300	円 3,450	円 4,400	円 8,800	円 730	円 830	円 1,150
第2学習室	円 2,300	円 3,450	円 4,400	円 8,800	円 730	円 830	円 1,150
アリーナ	円 10,260	円 15,400	円 19,480	円 38,970	円 3,030	円 3,770	円 5,230
フィットネスジム	210円/1回						

8年市長提出第5号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 <u>552,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>484,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長 <u>464,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 <u>459,000円</u></p> <p>(5) 議員（議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。） <u>454,000円</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 <u>551,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>483,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長 <u>463,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 <u>458,000円</u></p> <p>(5) 議員（議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。） <u>453,000円</u></p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市特別職報酬等審議会において、令和 7 年 8 月 7 日付けの人事院勧告等に基づき審議された答申を尊重し、瀬戸市議会の議員の報酬月額を改定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第6号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
	円		円
市長	<u>995,000</u>	市長	<u>993,000</u>
副市長	<u>817,000</u>	副市長	<u>816,000</u>
教育長	<u>727,000</u>	教育長	<u>726,000</u>
<省略>		<省略>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市特別職報酬等審議会において、令和7年8月7日付けの人事院勧告等に基づき審議された答申を尊重し、特別職の職員の給料月額を改定するに当たり、特別職の職員の給与に関する条例中

所要の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第7号議案

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第4条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料について準用する。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第4条第1項に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表</u>によるものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第4条第1項及び<u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）</u>第5条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料について準用する。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第4条第1項に規定する給料表に定める職務の級又は<u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表に定める号給</u>に分類するものとし、その分類の基準となる</p>

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の別表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。第17条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第20条 <省略>

2から5まで <省略>

6 前各項の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験等が必要となる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額については、6,000円を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、規則で定める額とする。

別表（第5条関係）

職種	職務の級	基準となる職務
<省略>		
(14) 教育職	1 級	教育に係る事務員、指導員、相談員その他の職員の職務
<省略>		

べき職務の内容は、別表第1又は別表第2によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の別表第1及び別表第2に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。第17条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第20条 <省略>

2から5まで <省略>

別表第1（第5条関係）

職種	職務の級	基準となる職務
<省略>		
(14) 学校教育職	1 級	1 学校教育に係る事務員の職務
		2 社会体育指導員の職務
		3 こども若者家庭センターにおける相談員の職務
		4 発達支援室における相談員の職務
<省略>		

別表第2（第5条関係）

職種	号給	基準となる職務
----	----	---------

	(1) <u>スクールソ</u>	7号給	小中学校におけるス	
	<u>ーシャルワ</u>			クールソーシャルワ
	<u>ーカー職</u>			ーカーの職務
	(2) <u>スクールカ</u>	4号給	小中学校におけるス	
	<u>ウンセラー職</u>			クールカウンセラー の職務
	(3) <u>消費生活相</u>	1号給	消費生活相談員の職	
	<u>談員職</u>		務	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、高度の専門的な知識経験等が必要となる会計年度任用職員の給与を改めるに当たり、瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第8号議案

瀬戸市地域交流センター条例の一部改正について

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例

瀬戸市地域交流センター条例（平成22年瀬戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(休館日) 第5条 地域交流センターの休館日は、次のとおりとする。		(休館日) 第5条 地域交流センターの休館日は、 <u>1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日まで</u> とする。
名称	休館日	
瀬戸市西陵地域交流センター	(1) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>	
瀬戸市品野台地域交流センター	(2) <u>1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日まで</u>	
瀬戸市道泉地域交流センター		
瀬戸市水野地域交流センター		
瀬戸市下品野地域交流センター		
瀬戸市新郷地域交流センター	<u>1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日まで</u>	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市地域交流センターの休館日を変更するに
当たり、瀬戸市地域交流センター条例中所要の事項を改正するため必要が
あるからである。

8年市長提出第9号議案

瀬戸市クリーンセンター条例の一部改正について

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例

瀬戸市クリーンセンター条例（昭和35年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(最大処理量) 第3条 瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設（以下「処理施設」という。）において処理するし尿及び浄化槽に係る汚泥等（以下「浄化槽汚泥等」という。）の最大量は、1日につき <u>88</u> キロリットルとする。	(最大処理量) 第3条 瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設（以下「処理施設」という。）において処理するし尿及び浄化槽に係る汚泥等（以下「浄化槽汚泥等」という。）の最大量は、1日につき <u>125</u> キロリットルとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、し尿処理施設の最大処理量を変更するに当たり、瀬戸市クリーンセンター条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第10号議案

瀬戸市火災予防条例の一部改正について

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと</u></p> <p>—</p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる</u></p>	

<p>手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</p>	
<p>(一般サウナ設備)</p>	<p>(サウナ設備)</p>
<p>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>
<p>(1) <省略> (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>	<p>(1) <省略> (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p>
<p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p>	<p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p>
<p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) <省略></p>	<p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) <省略></p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>

<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p> <p><u>(6)2) 簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)2) から(15)まで <省略></p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)2) から(15)まで <省略></p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）の公布に伴い、瀬戸市火災予防条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第11号議案

瀬戸市介護保険条例の一部改正について

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例) 第9条 <省略> <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u>	附 則 (令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例) 第9条 <省略>
第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入	

金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、第3条第1項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給

与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、第3条第1項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度

における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、第3条第1項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所

得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未

満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下

<p>である場合</p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>2 <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>
--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の公布に伴い、瀬戸市介護保険条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第12号議案

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年瀬戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第5条</u>）</p> <p>第2章 <省略></p> <p> 第1節 通則（<u>第6条</u>—第19条）</p> <p> 第2節から第4節まで <省略></p> <p>第3章 <省略></p> <p>附則</p> <p> （最低基準と乳児等通園支援事業者）</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>（乳児等通園支援事業者の一般原則）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第4条</u>）</p> <p>第2章 <省略></p> <p> 第1節 通則（<u>第5条</u>—第19条）</p> <p> 第2節から第4節まで <省略></p> <p>第3章 <省略></p> <p>附則</p> <p> （最低基準と乳児等通園支援事業者）</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p> <u>第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 通則</u></p> <p>（乳児等通園支援事業者の一般原則）</p>

<p>第5条 <省略></p> <p>2から6まで <省略></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 通則</u></p> <p style="text-align: center;">(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p style="text-align: center;">(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p style="text-align: center;">(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)から(11)まで <省略></p>	<p>第5条 <省略></p> <p>2から6まで <省略></p> <p style="text-align: center;">(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p style="text-align: center;">(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p style="text-align: center;">(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)から(11)まで <省略></p>
--	--

<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>第20条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>第20条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>
<p>(設備の基準)</p> <p>第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアか</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアか</p>

らクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア <省略>

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
<省略>		
4階以上の階	常用	<省略>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2及び3 <省略>

ウからクまで <省略>

(電磁的記録)

らクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア <省略>

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
<省略>		
4階以上の階	常用	<省略>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2及び3 <省略>

ウからクまで <省略>

(電磁的記録)

<p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）の公布に伴い、瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第13号議案

瀬戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定について

瀬戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次の
ように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。
以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項
の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第
30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。
）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるもの
とする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて

速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支

援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の

支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を

定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育

施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（同条第5項に規定する地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（同条第11項に規定する乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により

市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必

要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これら

に類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってし

てはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（

令和7年内閣府令第95号)の公布に伴い、瀬戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため必要があるからである。

瀬戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
要綱

この条例は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が規定されたことに伴い、おおむね次の事項をさだめようとするものである。

第1 一般原則について

特定乳児等通園支援事業者の一般原則を規定するもの。（第2条関係）

第2 利用定員について

特定乳児等通園支援事業者の利用定員に関する基準を規定するもの。
（第3条関係）

第3 運営について

特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（面談、費用の額の受領、運営規程、事故発生の防止及び発生時の対応等）を規定するもの。（第4条から第32条関係）

第4 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和8年4月1日とするもの。

8年市長提出第14号議案

市有財産（土地及び建物）の無償貸付について

次のとおり市有財産（土地及び建物）を無償で貸し付けるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 無償貸付をする財産

(1) 土地

所在地 瀬戸市春雨町4番外7筆

合計面積 4,403.29平方メートル

(2) 建物

名称 東保育園

所在地 瀬戸市春雨町4番地

構造 鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積 872.42平方メートル

内訳

本館 849.70平方メートル

屋外便所及び倉庫 22.72平方メートル

2 貸付の目的 民間事業者が引き続き保育事業を実施するため

3 貸付の相手方 名古屋市東区泉一丁目21番27号 泉ファースト
スクエア5F

株式会社トットメイト

代表取締役社長 石原めぐみ

4 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、東保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地及び建物を無償で貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

8年市長提出第15号議案

市有財産（土地及び建物）の貸付について

次のとおり市有財産（土地及び建物）を無償で、又は減額して貸し付けるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 無償貸付をする財産

土地

所在地 瀬戸市西本地町1丁目110番1外1筆

合計面積 2,456.15平方メートル

2 減額貸付をする財産

建物

名称 アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園

所在地 瀬戸市西本地町1丁目110番地の1

構造 鉄骨造2階建て

延べ床面積 1,167.24平方メートル

内訳

本館 1,144.86平方メートル

屋外倉庫 22.38平方メートル

貸付料 月額180,000円

3 貸付の目的 民間事業者が引き続き保育事業を実施するため

4 貸付の相手方 東京都品川区東品川一丁目3番10号

アートチャイルドケア株式会社

代表取締役 成澤美香

5 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(理 由)

この案を提出するのは、アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地を無償で、及びその建物の貸付料を減額して貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

8年市長提出第16号議案

陶原小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事請負契約の締結について

本市が、陶原小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 契約金額 | 267,795,000円 |
| 2 工事場所 | 瀬戸市原山町1番地の3外5か所 |
| 3 契約方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 工事内容 | 陶原小学校外5校の屋内運動場の外部改修を行う
工事一式 |
| 5 工期 | 本契約日の翌日から令和9年3月9日まで |
| 6 契約の相手方 | 瀬戸市東茨町78番地の6
大数建設株式会社
代表取締役 稲垣栄 |

（理由）

この案を提出するのは、陶原小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

8年市長提出第17号議案

水野小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事請負契約の締結について

本市が、水野小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約金額 | 198,352,000円 |
| 2 | 工事場所 | 瀬戸市小田妻町2丁目22番地外5か所 |
| 3 | 契約方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 | 工事内容 | 水野小学校外5校の屋内運動場の外部改修を行う
工事一式 |
| 5 | 工期 | 本契約日の翌日から令和9年3月2日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 愛知県海部郡飛島村元起五丁目43番地
株式会社渡辺工務店
代表取締役 渡邊均 |

（理由）

この案を提出するのは、水野小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

8年市長提出第18号議案

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部改正について

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を改正する条例

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和57年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市文化センター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）第11条の2の規定に基づき、瀬戸市文化センター（以下「文化センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>文化活動の場及び機会の提供を行い、市民の文化の振興を図るため、文化センターを瀬戸市西茨町113番地の3に設置する。</u></p> <p>2 <u>文化センターは、文化ホール、文化交流館及</u></p>	<p><u>尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）第11条の2の規定に基づき、<u>尾張東部（瀬戸）地域文化広場（以下「文化広場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(会館の名称)</p> <p>第2条 <u>文化広場の会館の名称は、文化ホール、文化交流館及び瀬戸市美術館（以下「文化センター」と総称する。）とする。</u></p>

<p><u>び瀬戸市美術館で構成する。</u></p>	
<p>(休館日)</p>	<p>(休館日)</p>
<p>第2条の3 文化センターの休館日は、<u>次のとおりとする。</u></p>	<p>第2条の3 文化センターの休館日は、<u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。</u></p>
<p>(1) <u>火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> <u>に当たるときは、その翌日以後において、その日に最も近い日で同法に規定する休日でない日とする。）</u></p>	
<p>(2) <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u></p>	
<p>2 <省略> (展示品の撮影等)</p>	<p>2 <省略> (展示品の撮影等)</p>
<p>第14条 美術館に展示してある物品（以下「<u>展示品</u>」という。）を撮影し、採寸し、模写等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。<u>ただし、展示品の著作権者が許可する場合はこの限りでない。</u></p> <p>(指定管理者)</p>	<p>第14条 美術館に展示してある物品（以下「<u>展示品</u>」という。）を撮影し、採寸し、模写等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第16条の2 市長は、<u>文化センター</u>の管理を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p>	<p>第16条の2 市長は、<u>文化広場</u>の管理を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p>
<p>第16条の3 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、<u>次に掲げるものとする。</u></p>	<p>第16条の3 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u></p>
<p>(1) <u>文化センター</u>の施設運営に関する業務</p> <p>(2) <u>文化センター</u>の施設、附属設備及び備品の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>文化センター</u></p>	<p>(1) <u>文化広場</u>の施設運営に関する業務</p> <p>(2) <u>文化広場</u>の施設、附属設備及び備品の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>文化広場の管</u></p>

の管理に関し市長が必要と認める業務 別表第 2（第 5 条関係）	理に関し市長が必要と認める業務 別表第 2（第 5 条関係）
<省略>	<省略>
備考 1 この表における「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、「祝日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日という。 2 <省略>	備考 1 この表における「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日という。 2 <省略>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（瀬戸市都市公園条例の一部改正）

2 瀬戸市都市公園条例（昭和 39 年瀬戸市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公園施設の特例）	（公園施設の特例）
第 11 条の 2 スポーツに係る公園施設及び瀬戸市文化センターに係る公園施設の管理については、この条例にかかわらず、別に定めるものとする。	第 11 条の 2 スポーツに係る公園施設及び尾張東部（瀬戸）地域文化広場に係る公園施設の管理については、この条例にかかわらず、別に定めるものとする。

（理 由）

この案を提出するのは、尾張東部（瀬戸）地域文化広場の名称、休館日及び展示品の撮影等に関する許可を改めるに当たり、尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるか

らである。

8年市長提出第19号議案

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成12年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(建築物の新築の場合の駐車施設の附置) 第4条 適用地区において、次の表の(1)の項に掲げる面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要	(建築物の新築の場合の駐車施設の附置) 第4条 適用地区において、次の表の(1)の項に掲げる面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要

がないと認めたものについては、この限りでない。

(1)	特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1</u> を乗じて得たものとの合計	
(2)	特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）に供する部分	<u>共同住宅及び非特定用途に供する部分</u>
(3)	<省略>	<省略>
(4)	<省略>	
備考 <省略>		

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第5条 適用地区において、特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル及び50戸以上（共同住宅の用途に限る。）を超える建築物を新築しようとする者は、次の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積（共同住宅の用途においては戸数）をそれぞれ同表(2)の項に掲げる面積（共同住宅の用途においては戸数）で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートル以下の場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備、活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

がないと認めたものについては、この限りでない。

(1)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	
(2)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
(3)	<省略>	<省略>
(4)	<省略>	
備考 <省略>		

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第5条 適用地区において、特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、次の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートル以下の場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備、活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(1)	<省略> >	<省略> >	<省略> >	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分	(1)	<省略>	<省略>	<省略>	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分	
(2)	<省略> >	<省略> >	<省略> >	<省略> >	100戸	(2)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
(3)	<省略>					(3)	<省略>				
備考 <省略>						備考 <省略>					
<p>2 <省略> (大規模な事務所の特例に係る通減)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 <u>第5条の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。</u></p> <p>(駐車施設の規模)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条及び第7条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるもの</p>						<p>2 <省略> (大規模な事務所の特例に係る通減)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 <u>第5条の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。</u></p> <p>(駐車施設の規模)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条及び第7条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数（小</p>					

とする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に0.02を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に0.01を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

3 <省略>

4 第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

5 共同住宅においては、前項の規定にかかわら

とする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 <省略>

4 第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

ず、第5条から第7条までの規定により附置しなければならぬ荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した駐車施設については、この条例による改正後の瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第43号）の公布に伴い、瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第20号議案

瀬戸市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について

瀬戸市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の2第2項第1号及び第3号の規定に基づき、開発許可の基準の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(技術的細目に定められた制限の緩和)

第3条 法第33条第3項の規定による政令第25条第6号に関する技術的細目において定められた公園、緑地又は広場の設置に係る制限の緩和は、政令第29条の2第2項第3号イで定める基準により、開発行為に係る開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。

(基準の特例)

2 この条例の施行の日前に受理された法第29条第1項の規定による申請に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該申請に係る施行の日以後に受理された法第35条の2第1項の規定による変更申請に係る許可の基準については、この条例の規定を適用する。

(理由)

この案を提出するのは、開発許可に伴う公園の設置基準を緩和するため必要があるからである。

8年市長提出第21号議案

市道路線の認定について

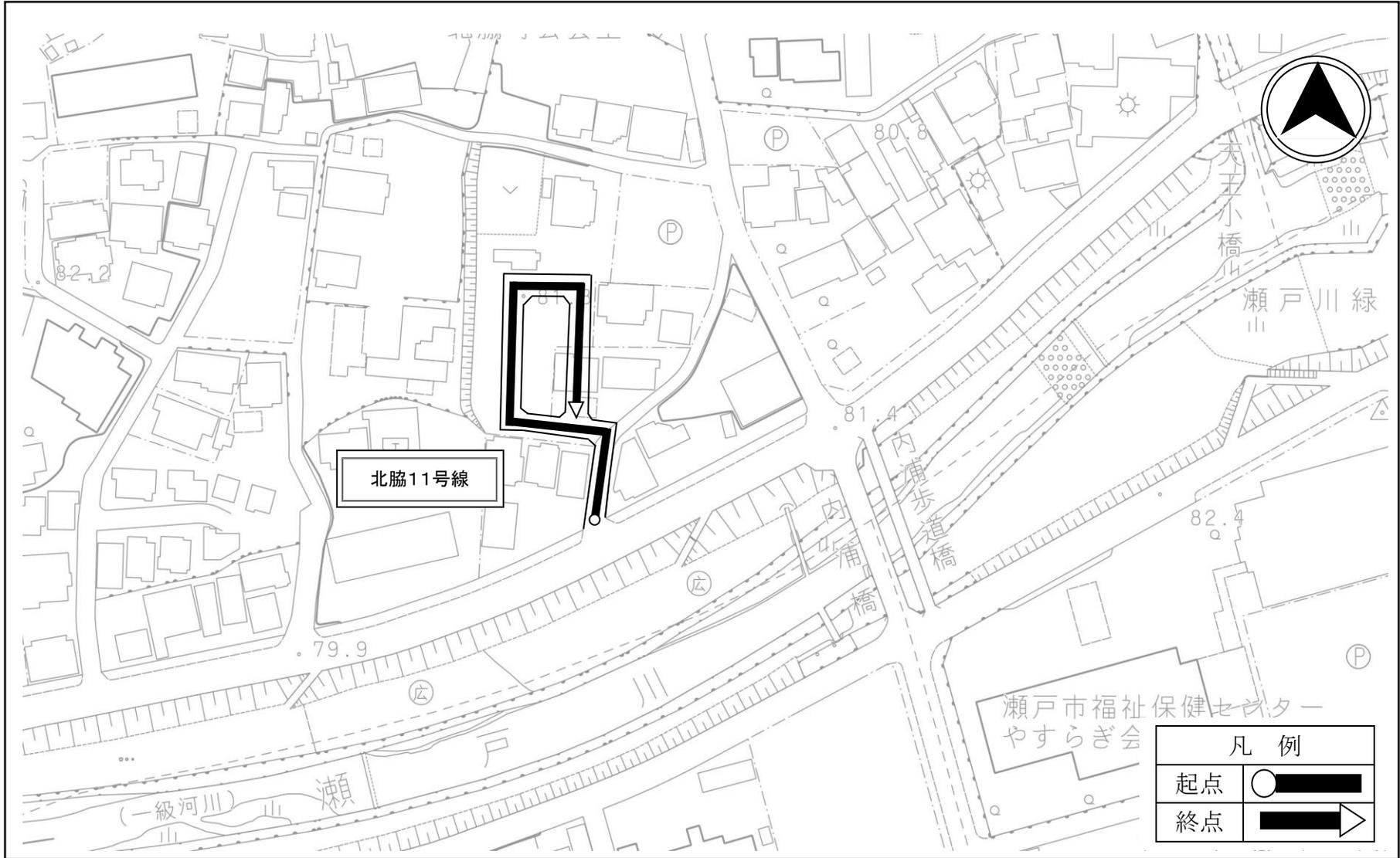
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

瀬戸市長 川本雅之

路線番号	路線名	起 点
		終 点
08282	北脇11号線	北脇町230番11地先
		北脇町188番24地先
12582	若宮17号線	若宮町3丁目45番7地先
		若宮町3丁目45番3地先

認定路線図



認定路線図



